

平成 16 年 10 月 20 日

各 位

会 社 名 ピープルスタッフ株式会社
 代表者の役職名 代表取締役社長 日比野 三吉彦
 [コード番号：2324]
 お問合せ先 常務取締役 佐々木 邦子
 電 話 番 号 052 - 953 - 5339

発行価格及び売出価格等の決定に関するお知らせ

平成 16 年 10 月 12 日開催の当社取締役会において決議いたしました新株式発行及び当社株式の売出しにつきまして、発行価格及び売出価格等が下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行(一般募集)

(1) 発行 価 格	1 株につき 金	373,450 円
(2) 発行価格の総額		672,210,000 円
(3) 発行 価 額	1 株につき 金	352,275 円
(4) 発行価額の総額		634,095,000 円
(5) 発行価額中資本に組入れない額	1 株につき 金	176,137 円
(6) 申 込 期 間	平成 16 年 10 月 21 日(木)～平成 16 年 10 月 25 日(月)	
(7) 払 込 期 日	平成 16 年 10 月 28 日(木)	

(注)引受人は発行価額にて買取引受を行い、発行価格で募集を行います。

2. 当社株式の売出し(引受人の買取引受による売出し)

(1) 売 出 価 格	1 株につき 金	373,450 円
(2) 売出価格の総額		74,690,000 円
(3) 引 受 価 額	1 株につき 金	352,275 円
(4) 引受価額の総額		70,455,000 円
(5) 申 込 期 間	平成 16 年 10 月 21 日(木)～平成 16 年 10 月 25 日(月)	
(6) 受 渡 期 日	平成 16 年 10 月 29 日(金)	

(注)引受人は引受価額にて買取引受を行い、売出価格で売出しを行います。

3. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)

(下記【ご参考】2.をご参照ください。)

(1) 売 出 株 式 数		300 株
(2) 売 出 価 格	1 株につき 金	373,450 円
(3) 売出価格の総額		112,035,000 円
(4) 申 込 期 間	平成 16 年 10 月 21 日(木)～平成 16 年 10 月 25 日(月)	
(5) 受 渡 期 日	平成 16 年 10 月 29 日(金)	

4. 第三者割当による新株式発行

(1) 発 行 価 額	1 株につき 金	352,275 円
(2) 発行価額の総額(上限)		105,682,500 円
(3) 発行価額中資本に組入れない額	1 株につき 金	176,137 円
(4) 申込期間(申込期日)	平成 16 年 11 月 29 日(月)	
(5) 払 込 期 日	平成 16 年 11 月 30 日(火)	

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表分であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

【ご参考】

1. 発行価格(募集価格)及び売出価格の算定

(1)算定基準日及びその価格	平成 16 年 10 月 20 日(水)	385,000 円
(2)ディスカウント率		3.00 %

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しにあたり、その需要状況を勘案した結果、当該募集及び売出しの主幹事会社である東海東京証券株式会社が当社株主から借入れる当社普通株式 300 株の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行います。

オーバーアロットメントによる売出しに際し、東海東京証券株式会社が上記当社株主より借入れた株式(以下、「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成 16 年 10 月 12 日(火)開催の取締役会において、東海東京証券株式会社を割当先とする当社普通株式 300 株の第三者割当増資(以下、「第三者割当増資」という。)を平成 16 年 11 月 30 日(火)を払込期日として行うことを決議しております。

東海東京証券株式会社は、平成 16 年 10 月 26 日(火)から平成 16 年 11 月 22 日(月)までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)借入れ株式の返却を目的として、日本証券業協会の開設する店頭売買有価証券市場においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(300 株)を上限(以下、「上限株数」という。)とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。東海東京証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、東海東京証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又は上限株数に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、東海東京証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式への返却に充当する株式数を減じた株式数について、東海東京証券株式会社は第三者割当増資に係る割当に応じ、株式を取得する予定であります。そのため、第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込が行われず、その結果、失権により第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

3. 調達資金の使途

今回の公募増資による手取概算額 623 百万円については、公募増資と同日付をもって決議された第三者割当増資の手取概算額上限 103 百万円と合わせて、システム開発及び拠点整備のための設備資金に 540 百万円、残額を今後の営業活動を支援するための広告宣伝費、市場調査費等に充当する予定であります。

以上

【お問合せ先】 経営企画室:塩谷 電話番号 052-953-5339

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表分であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。